平成２３年（フ）第１８号
京都府舞鶴市字常363番地－２棟306号
債務者　椎名　悦子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第２０９０号
堺市中区福田889番地７
債務者　谷埜千恵美
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４９２号
大阪府大阪狭山市半田２丁目491番地
債務者　浦川佳代子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４９６号
堺市西区菱木２丁2401番地３
債務者　藤原　仁美
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５４５号
大阪府南河内郡河南町大宝１丁目32番26号
債務者　下茂　智裕
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５７６号
堺市堺区市之町西１丁２番２号　白菊マンション201号
債務者　甫田　任廣
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６１１号
堺市南区原山台５丁１番５―1122号、前住所堺市南区原山台５丁１番５―321号
債務者　中山　和人
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６１４号
堺市北区新金岡町３丁５番11―110号、前住所堺市北区新金岡町４丁３番10―605号
債務者　岡井谷恭子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７１８号
堺市中区深井清水町4005番地１　1601号
債務者　小西　安美
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
香川県高松市今里町２丁目30番地17
債務者　西山　亜季（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２３１号
香川県小豆郡土庄町甲5165番地20
債務者　篠原　和子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３７号
北海道樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地の166中央団地Ｃ棟１号
債務者　加賀　利春
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
北海道樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地の166中央団地Ｃ棟１号
債務者　加賀美代子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
北海道滝川市緑町２丁目７番19号　ハイツ松本ＮＯ．５　１階右
債務者　吉野　敏一
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
福島県会津若松市河東町八田字横手38番地２
債務者　細越多美江
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第７７２号
神奈川県小田原市飯泉830番地の10
債務者　相原　　渡（旧姓山岸）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１６６号
神奈川県秦野市今泉1111番地の６　フォンテーヌＣ201号
債務者　諸星　早苗
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部